

千葉市議会議員の政治倫理に関する条例に基づく資産等報告書等の 事務取扱要領

(趣旨)

- 1 この要領は、千葉市議会議員の政治倫理に関する条例（平成22年千葉市条例第58号。以下「条例」という。）及び千葉市議会議員の政治倫理に関する条例施行規程（平成22年千葉市議会規程（甲）第1号。）の施行に伴い、資産等報告書、資産等補充報告書、所得等報告書及び関連会社等報告書並びに調査報告書（以下「報告書等」という。）の事務扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(資産等報告書等の整理)

- 2 資産等報告書、所得等報告書及び関連会社等報告書は、議員名を50音順に表示した目次を各ファイルごとに作成し、通し番号を付し、1枚ずつビニール袋に入れ、ファイルする。
- 3 資産等報告書及び資産等補充報告書は、7名程度を1分冊とし、所得等報告書及び関連会社等報告書は、それぞれ1分冊とする。
- 4 調査報告書は、条例第9条第1項に規定する、市民が、調査請求書を提出して、千葉市政治倫理審査会が調査を行うよう議長に請求した日順にファイルする。

(報告書等の管理)

- 5 報告書等は、鍵付の保管庫に収納するものとし、鍵は議会事務局総務課長が保管する。
- 6 訂正届及び報告書等閲覧請求票は、各々のファイルを作成のうえ、報告書等と共に鍵付の保管庫に収納するものとし、保存期間は当該報告書等の保存期間と同様とする。

(閲覧)

- 7 閲覧受付は、議会事務局総務課で行う。
- 8 閲覧に供する資産等報告書等は、原本とする。
- 9 議員個々の閲覧請求がなされた場合は、各ファイルから当該報告書のみを取り出し、閲覧に供する。

(その他)

- 10 その他必要な事項は、その都度議会事務局総務課長が決定する。

附 則

- 1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 政治倫理の確立のための千葉市議会の議員の資産等の公開に伴う報告書等の事務取扱要領は廃止する。
- 3 政治倫理の確立のための千葉市議会の議員の資産等の公開に関する条例（平成7年千葉市条例第51号）の定めにより提出された資産等報告書、資産等補充報告書、所得等報告書、関連会社等報告書の取扱いについては、この要領の規定を準用する。